

政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）の一部を次のように改正する。

令和3年5月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、<u>1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下(1)において「協定」という。）</u>、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された<u>協定</u>、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反する調達が行われたと認めるときは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。この場合において、あらかじめ当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>2 苦情の申立て</p> <p>(1) 供給者（調達機関が製品又はサービスの調達を行った際に当該製品又はサービスの提供を行った者及び行うことが可能であった者をいう。以下同じ。）は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された<u>1994年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定</u>、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の規定に違反する調達が行われたと認めるときは、委員会に対し、苦情を申し立てることができる。この場合において、あらかじめ当該調達機関との間で協議を行い、解決を求めることが奨励される。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	